

中部運輸局

平成30年4月27日 14時00分発表

連絡先

国土交通省中部運輸局自動車交通部

自動車監査官 岡田、大石、伊藤

TEL 052-952-8038

国土交通省中部運輸局静岡運輸支局

輸送・監査担当 小松田、山下、内藤

TEL 054-261-2898

同時発表：静岡県政記者クラブ

貸切バス事業者に対する車両停止処分

重大な事故に結びつく法令違反が疑われること等により、継続的な監視が必要とされた株式会社伊豆の国観光サービスに対し、静岡運輸支局が平成29年12月12日に立入り監査を実施した結果、道路運送法に違反する事実が確認されたことから、道路運送法第40条の規定に基づき平成30年4月27日付けで当該事業者に対し事業用自動車の使用停止処分等を行いましたのでお知らせします。

記

1 事業者及び営業所

事業者名：株式会社 伊豆の国観光サービス

住 所：静岡県伊豆の国市吉田153-1

代 表 者：森川 直紀

営業所名：本社営業所（静岡県伊豆の国市原木821-1）

2 行政処分書の交付日時及び交付場所

交 付 日 時：平成30年4月27日（金）午前11時30分

交 付 場 所：中部運輸局 静岡運輸支局（支局長 古橋 由忠）

静岡県静岡市国吉田2丁目4-25

3 行政処分の内容

事業用自動車の使用停止220日間及び文書警告（11両×20日間）

4 主な違反内容及び違反条項

| 違反内容等 | 違反条項 |
|---|--|
| 発地及び着地のいずれもが営業区域外に存する旅客の運送を行っていた。 | 道路運送法第20条 |
| 点呼を実施していなかった。 | 道路運送法第27条第3項 運輸規則第24条第1項及び第2項 |
| 点呼の記録をしていなかった。 | 道路運送法第27条第3項 運輸規則第24条第5項 |
| 特定の運転者（初任運転者）に対する運転適性診断（初任診断）を実施していなかった。 | 道路運送法第27条第3項 運輸規則第38条第2項 |
| 自動車検査証の有効期間が満了している事業用自動車を運行していた。 | 道路運送法第27条第3項 運輸規則第45条 道路運送車両法第58条第1項 |
| 運送引受書の記載事項が不適切であった。 | 道路運送法第27条第3項 運輸規則第7条の2第1項 |
| 運転者の勤務時間及び乗務時間について、国土交通省告示で定める基準を遵守していなかった。 | 道路運送法第27条第3項 運輸規則第21条第1項 |

※「運輸規則」とは「旅客自動車運送事業運輸規則」（国土交通省令）をいう。

5 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

当該行政処分により付された違反点数 22点

当該事業者が付された累積違反点数 26点